

令和5年12月

## 射水市議会定例会議案説明書



議案第56号

令和5年度射水市一般会計補正予算（第6号）

議案第57号

令和5年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号

令和5年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号

令和5年度射水市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第60号

令和5年度射水市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第61号

令和5年度射水市病院事業会計補正予算（第2号）

以上6議案については、別途説明につき説明省略

## 議案第62号

### 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の給与等について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

##### (1) 令和5年の公民較差の解消

###### ア 給料（第1条関係）

民間給与との較差を解消するため、全ての給料表の給料月額を引上げ

###### イ 期末手当（第1条から第8条まで関係）

###### (7) 一般職員（特定管理職員）の期末手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.2月 (1.0月)	1.25月 (1.05月)	2.45月 (2.05月)
令和6年度以降	1.225月 (1.025月)	1.225月 (1.025月)	2.45月 (2.05月)

###### (4) 定年前再任用短時間勤務職員である一般職員（特定管理職員）の期末手当の年間支給月数を0.025月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.675月 (0.575月)	0.7月 (0.6月)	1.375月 (1.175月)
令和6年度以降	0.6875月 (0.4875月)	0.6875月 (0.4875月)	1.375月 (1.175月)

###### (7) 議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長並びに特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を0.1月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.65月	1.75月	3.4月
令和6年度以降	1.7月	1.7月	3.4月

###### ウ 勤勉手当（第1条及び第2条関係）

###### (7) 一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.0月 (1.2月)	1.05月 (1.25月)	2.05月 (2.45月)
令和6年度以降	1.025月 (1.225月)	1.025月 (1.225月)	2.05月 (2.45月)

###### (4) 定年前再任用短時間勤務職員である一般職員（特定管理職員）の勤勉手当の年間支給月数を0.025月分引上げ

区 分	6 月期	1 2 月期	計
本年度【改定後】	0.475月 (0.575月)	0.5月 (0.6月)	0.975月 (1.175月)
令和6年度以降	0.4875月 (0.5875月)	0.4875月 (0.5875月)	0.975月 (1.175月)

エ 初任給調整手当（第1条関係）

医師に対する当該手当の支給限度月額を600円引上げ

2 関連条例

- (1) 射水市職員の給与に関する条例
- (2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例
- (4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日。ただし、令和6年度以降の規定（第2条、第4条、第6条及び第8条）については、令和6年4月1日。

(2) 適用期日

ア 医師に対する初任給調整手当及び令和5年の公民較差の解消に係る給料表の改定  
令和5年4月1日

イ 令和5年度の期末手当及び勤勉手当に関する規定 令和5年12月1日

## 議案第63号

### 射水市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

(説明)

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を実施するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

行政職の会計年度任用職員の報酬及び給料について、次のとおり改正するもの。

(改正前)

職種	月額
行政職（他の職種の区分の適用を受けない者を含む。）	給与条例別表1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額

(改正後)

職種	月額
行政職（ <u>定型的な業務に従事する職</u> （他の職種の区分の適用を受けない者を含む。））	給与条例別表1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
行政職（ <u>専門的な知識、経験又は資格を要する業務に従事する職</u> ）	給与条例別表1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額

#### 2 施行期日等

(1) 施行期日

条例公布の日

(2) 適用期日

令和5年4月1日

## 議案第 6 4 号

### 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説 明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

- (1) 本条例における認定こども園の定義については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定を引用しており、同法の改正により引用条項の項番号が繰り上げられたことに伴い、本条例中の引用条項を改正するもの。
- (2) 本条例における保育所の保育の取扱方針については、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準の規定を引用しており、同法の改正に伴い、保育の内容に関する指針の制定権者が「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に改められたことに伴い、本条例について同様に改正するもの。
- (3) その他規定の整備を行うもの（読替規定の補正）。

#### 2 施行期日

条例公布の日

## 議案第65号

### 射水市火災予防条例の一部改正について

(説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

本条例で定める変電設備及び蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準の規定については、省令で基準が定められており、省令が次のとおり改められたことに伴い、本条例についても同様に改正するもの。

##### (1) 変電設備及び蓄電池設備に関する基準の見直し

屋内に設置する変電設備及び蓄電池設備は、キュービクル式のものかどうかにかかわらず、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととするもの。

##### (2) 規制の対象外とする蓄電池設備の見直し

規制の対象外とする蓄電池設備について、「4, 800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備」から「蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたもの」とするもの。

##### (3) 蓄電池設備の地震対策等の見直し

蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることとし、蓄電池設備に開放形鉛蓄電池を用いた場合の電槽は、耐酸性の床上又は台上に設置しなければならないこととするもの。

##### (4) 雨水等の浸入防止措置の見直し

屋外に設置する蓄電池設備は、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいこととするもの。

##### (5) 建築物との離隔距離に関する基準の追加

屋外に設置する蓄電池設備は、一定の要件を満たすものを除き、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならないこととするもの。

##### (6) 消防長への届出に関する見直し

蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備を設置する際の届出を要しないこととするもの。

##### (7) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離の見直し

木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離について、従来の区分による規定を緩和するもの。

##### (8) その他規定の整備を行うもの（引用条項の改正）。

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和6年1月1日

##### (2) 経過措置

ア この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関



を原動力とする発電設備及び蓄電池設備又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、1(4)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

イ この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、1(3)の基準に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

ウ 1(2)の見直しにより、新たに規制の対象となる蓄電池設備のうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、1(3)の基準に適合しないものについては、1(3)の基準は、適用しない。

## 議案第66号

### 不動産の処分について

(説明)

令和5年10月17日付けで土地売買仮契約を締結した市有地の売却について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

#### 1 土地の表示

所在及び地番 射水市鏡宮203番1、203番9、203番10、203番11、  
220番1

射水市鏡宮弥生二丁目7番、27番、28番

地目 宅地、用悪水路、公衆用道路、学校用地

地積 12,003.77平方メートル

#### 2 処分の方法 一般競争入札による契約

#### 3 売却価格 50,000,005円

#### 4 契約の相手方 富山県射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役 牧田 和樹

## 議案第67号

### 不動産の処分について

(説明)

令和5年10月17日付けで土地売買仮契約を締結した市有地の売却について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

#### 1 土地の表示

所在及び地番 射水市二口字轟1090番1

地目 宅地

地積 6,548.36平方メートル

#### 2 処分の方法 一般競争入札による契約

#### 3 売却価格 170,778,036円

#### 4 契約の相手方 富山県射水市小島3758番地 有限会社マイホーム富山 取締役 岡畑 勇夫

## 議案第68号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、射水市営駐車場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
小杉駅前広場駐車場、小杉駅東駐車場、太閤山10丁目駐車場、太閤山5・6丁目駐車場、大門中町駐車場、越中大門駅前広場駐車場及び大島駐車場	タイムズ24 株式会社 東京都品川区西五反田二丁目20番4号 代表取締役 西川 光一

- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	タイムズ24 株式会社は、駐車関連機器の製造、設計施工・販売を目的として1971年に設立され、その後公共駐車場、時間貸駐車場、月極駐車場及び予約制駐車場の運営管理等に関する事業を実施している。 指定管理者としての実績は18都道府県74物件となる。
過去の実績	なし

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の使用許可に関する業務
- (3) 駐車場の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他駐車場管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

民間提案事業審査委員会で選定され、本市営駐車場の適切な管理が見込まれる。また、カーシェアリング等の付加サービスを行うことによるまちの新たな魅力を創造する提案がされるなど、市民サービスや行財政運営の向上、本市営駐車場の効率的な管理運営が期待できると判断した。

## 議案第69号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、フラワーパーク沖塚原の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
フラワーパーク沖塚原	農事組合法人 ファーム沖塚原 射水市沖塚原411番地 代表理事 松波 幸長

- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	農事組合法人 ファーム沖塚原は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的に活動している団体である。
過去の実績	なし

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

地元法人の利点を生かしたきめ細かな対応による緑地公園の維持管理や、法人を運営するノウハウの活用により当該施設を安定して適正に管理運営することが認められる。また、自主事業の実施や地域との連携によりパークゴルフ利用者数の拡大を図る提案内容となっており、サービス向上及び収益の増加が期待できる。

これらにより指定管理者の候補者として適正であると判断した。

## 議案第70号

### 指定管理者の指定について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、いみず市民交流プラザの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称並びに指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者名
いみず市民交流プラザ	株式会社 技研サービス 岐阜県岐阜市藪田南3丁目7番20号 代表取締役 棚橋 泰之

- 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

- 3 団体の概要及び過去の実績

区分	内容
団体の概要	株式会社 技研サービスは、建物・設備の維持管理、各種警備業務、受付・案内業務、給食調理業務その他公共施設等各種施設の管理運営等に係る事業を営むことを目的として設立された。 指定管理者としての実績は6府県68物件に及び、福祉施設、公園、体育施設等幅広く対応している。
過去の実績	射水市新湊交流会館 平成31年4月1日から令和9年3月31日まで 射水市いきいき長寿館 令和2年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 指定の期間の設定理由

指定の期間の設定に当たっては、「射水市公の施設の指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき、指定管理者制度を初めて導入することを考慮した。

- 5 指定管理の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他施設の管理に関して必要と認める業務

- 6 指定管理者の選定理由

これまでも本市公共施設の指定管理者として、施設の適切な管理及び適正な運営を行っていること並びに県内外での様々な施設の管理運営の経験とノウハウを生かした事業計画が提案されるなど、施設の活性化が期待できると判断した。

## 報告第16号

### 専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
14	令和5年11月24日	<ol style="list-style-type: none"><li>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 50パーセント 損害賠償額 市 25,300円</li><li>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1認可地縁団体</li><li>3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による住宅窓破損事故 発生日 令和5年6月4日 場 所 射水市神楽町地内</li></ol>